

大阪府中小企業家同友会青年部会 慶弔見舞規定

2023年4月22日改定
2017年4月8日改定

(目的)

第一条 本規定は、大阪府中小企業家同友会青年部会会員（以下「会員」という。）に慶弔等があった場合の青年部会としての対応を決めたものである。

(対象会員)

第二条 本規定は、会員のうち、正会員又は準会員であって、会費の滞納がない者（以下「対象会員」という。）に限り、適用する。

(適用範囲)

第三条 本規定の適用範囲は、次のとおりとする。

- 一 対象会員の結婚
- 二 対象会員又は配偶者の出産
- 三 対象会員又は親族の死亡
- 四 その他前各号に準じる場合で、幹事会が必要と認めた場合

(連絡)

第四条 慶弔等の通報があった場合において、他の会員への連絡は、以下のとおりとする。

- 一 前条第1号又は第2号に該当する場合
青年部会の広報に記載する
- 二 前条第3号又は第4号に該当する場合
部会長の判断による

(慶事)

第五条 対象会員に慶事があった場合は、以下のとおりとする。

- 一 対象会員が結婚した場合
祝電を送り、結婚祝い金として10,000円を贈る
- 二 対象会員又は配偶者が出産した場合
出産祝い金として5,000円を贈る

(弔事)

第六条 対象会員に弔事があった場合は、以下のとおりとする。

- 一 対象会員が死亡した場合
部会名及び部会長名で弔電を送り、香典として20,000円を贈る
- 二 配偶者又は実子、実父母が死亡した場合
部会名で弔電を送り、香典として10,000円を贈る
- 三 その他親族が死亡した場合
幹事会の判断による

(その他)

第七条 前二条の場合の他、幹事会が必要と認めた場合には、10,000円を限度として、見舞金等を贈ることができる。

(祝電又は弔電の費用)

第八条 祝電及び弔電の費用、3,000円（税別）を限度とする。

(商品又はサービスの贈呈)

第九条 結婚祝い金、香典及び見舞金等の贈呈に代えて、商品又はサービスを贈るときは、第五条ないし第七条で定めた金額に消費税相当額を加算した額を支出することができる。

(実施)

第十条 この規定は幹事会が提案し、大阪府中小企業家同友会理事会の承認を得て、総会で行う。